

社会福祉法人浄興寺灯明会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人浄興寺灯明会（以下「当法人」という）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員会（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 当法人の役員等への報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

築上町、みやこ町、苅田町、行橋市、豊前市	5,000 円
----------------------	---------

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

築上町、みやこ町、苅田町、行橋市、豊前市	10,000 円
----------------------	----------

(改 廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- 1、この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、第 8 条及び第 21 条の改正は、平成 29 年 4 月 1 日からとする。